

# 東京都消費者教育推進計画等（概要）

資料3

- ◇ 消費者教育の推進に関する法律第10条に基づく  
都道府県の計画
- ◇ 東京都消費者教育推進協議会の意見を反映

- ◇ 計画期間 平成25年度～平成29年度

- ◇ 調査結果  
・都内の小学校、中学校及び高等学校では消費者教育の年間授業時間数は、1～2時間の学校が半数  
・都内の企業での従業員への消費者教育の実施率は、1割程度

- ◇ 調査結果を踏まえた取組の方向性  
・効果的な消費者教育の展開  
(企業・大学等との連携、区市町村支援等)  
・ライフステージごとの取組  
(小学校・中学校及び高等学校の学校現場への支援、  
高齢者や周囲で見守る人への消費者教育等)
- ◇ 大学や企業が多く集まっている東京の特性を踏まえ、  
特に重点的に取り組む世代・テーマ等を5つ設定し、「東京都消費者教育アクションプログラム」として実施（毎年度改定）
- ◇ 事業数 55(うちアクションプログラムの掲載事業数 25)

## 東京都消費者教育アクションプログラム（平成25年度版） 5つの世代・テーマ等と主な取組

### 効果的な消費者教育の展開に向けた取組 事業数 10

- 1 多様な主体との連携

- ◎事業者・事業者団体との連携による企業向け出前講座

【拡充】

- ・企業等と連携して対象者ごとに様々なテーマの講座を実施  
・新入社員向け：クレジットカードの仕組みなど  
・中堅社員向け：家族を守るために悪質商法の実態とその対処法 など  
・退職前の社員向け：金融商品による投資詐欺 など

### ライフステージごとの取組 事業数 15

- 2 区市町村への支援

- ◎消費者教育モデル事業  
区市町村による地域の特性をいかした先駆的な取組などをモデル事業として選定し、事業についての助言等を行うとともに成果の普及を実施

【新規】

- 3 若者の消費者被害の防止

- ◎大学生協等と連携した、大学生向けセミナー

【新規】

- ・大学生協等と連携し、インターネットやスマートフォン等の利用に伴うトラブルなどをテーマとした大学生向けのセミナーを開催

- 4 高齢者の消費者被害の防止

- ◎高齢者向け消費者被害防止寸劇

- ・高齢者が集まる場で、高齢者を狙う悪質商法の手口などを寸劇で分かりやすく紹介し、効果的な啓発を実施

【新規】

- 5 子供の安全の確保

- ◎子育て支援団体とのネットワークを活用した啓発  
・児童館との連携により、子供たちが遊びを通して労働や流通の仕組みなどを学ぶ体験型消費者教育

【事業例】